



2012 年 12/26 消防議会 戸田の質疑答弁メモ

12/25 夜段階での質疑&答弁メモです。本番ではこれ以外の発言も出るだろうと思います。

【監査委員の選任について】

Q 1 : 「2/23 入札談合疑惑」に関して、監査委員は何をしたか？
どのような発言や行動をしたか？

A 1 : 7 月に議選の監査委員を選任後、ご報告をさせていただき、職員の安全確保のため、早急な購入の対応と公正
公平な入札を実施するようご指摘がございました。

Q 1 - 2 : (アドリブ) 具体的には何をしたのか？ 談合疑惑の追及や真相究明に向けては何もしていないのではな
いか？

A 1 - 2 : (アドリブ) (メモ出来なかったので、音声テープで確認したら追記します)

【2011 年度決算認定について】

Q 0 : 決算の中で HP 費用が見あたらないようだが、どうなっているか？

A 0 : 職員が作成にあたっているので、特段の予算は組んでいないため、支出項目には上がっていません。

Q 0 - 2 : 消防の HP では、消防本部の住所や電話番号がすぐには分からず、大変不便なので、それをしっかり記載
して欲しい。強い要望として述べる。

A 0 - 2 : 記載するようにします。

Q 1 : 2011 年度にあたる今年 2/23 入札の消防服入札に関して、2011 年度決算や 2012 年度予算ではどのような扱い
になっているか？

A 1 : 平成 23 年度にあっては、防火衣購入費に充てるため、消耗品費以外の物件費で生じた不用額を、消耗品費に
流用しようとしたものの、防火衣購入に至らず不用額を生じたものです。

今年度にあっては、当初予算額には計上するいとまがなかったため、この度の補正予算におきまして、前年度繰
越金から 19, 278, 000 円を歳入に追加し、あわせて同額を消耗品費に追加することにより、防火衣購入に
充てるものです。

Q 2 : 防火服入札談合疑惑について、7/5 消防議会以後、12 月 21(金)の間、消防当局は疑惑解明・真相究明のために、
どういう事をしたのか？ 日にち順に詳しく示されたい。

A 2 : 以下経過

公正入札調査会議等 開催経過 平成 24 年

- ・7 月 5 日 消防組合議会
- ・7 月 11 日 11:50~12:30 第 1 回調査会議開催次長以下全所属長 8 名
- ・7 月 17 日 14:05~15:25 第 2 回調査会議 再調査実施の是非・入札方法等について検討
- ・7 月 19 日 15:00~16:30 守口市契約課にて一般競争入札実施方法等の実務確認 総務課長/管財

- ・7月23日 10:00～10:40 大阪府警察本部捜査2課 一連の事件の現状・捜査状況確認
 ……現時点で書類送検はしておらず捜査継続中、時効は3年
- ・7月27日 13:15～14:15 総務課内会議 再調査事項と今後の入札事務について
- ・7月31日 13:00～14:10 門真市契約課にて一般競争入札実施方法等の実務確認 管財係3名
- ・8月20日 15:00～16:30 第3回調査会議 再調査質問内容等について審議
- ・8月28日 10:00～11:00 大阪府警察本部捜査2課 再調査内容について意見聴取
 11:20～12:00 公正取引委員会第1審査 再調査内容について意見聴取
- ・10月2日 10:00～12:00 総務課内会議 入札事務のスケジュール確認、
 入札事務及び質問事項調整 次長、総務課長以下管理職員と管財担当
- ・10月9日 13:30～15:00 第4回調査会議 再調査及びスケジュールの確認
- ・10月22日 10:30～11:50 総務課内会議 再調査事項について
- ・10月25日 再調査実施
 25日：10:10～11:15 イマジョー
 11:20～12:00 大興
 15:00～16:00 近商
 26日
 11:35～12:20 真弓
 30日：10:00～11:15 赤尾
 31日：14:00～15:30 キンパイ
- ・11月2日 10:00～11:00 第5回調査委員会開催 次長以下全所属長8名
 措置で答申決定
- ・11月9日?11月19日 文書による注意及び口頭注意を実施
 赤尾については、文書による注意
 その他6社については、口頭注意
- ・11/19日：14:30?15:20 オカニワ

Q3-2：(アドリブ) 7月議会では、私が、調査会議に有識者を入れる事を求め、「必要に応じて有識者を入れる事を検討する」との答弁だったが、結局有識者を入れずに、消防職員だけでやっている。
 有識者を入れなかったのはなぜか?

A3-2：(アドリブ) (メモ出来なかったなので、音声テープで確認したら追記します)

Q4：「赤尾社 2/20FAX」という、「談合の動かぬ証拠」があるにも拘わらず、2/23 防火服入札参加の7社について「談合はしていない」と認定した事は全く理解できない!

赤尾社については

M市の入札の件ですが、

1回目 146,000円/1式×130セット

=18,980,000円(税抜き)

2回目 143,000円×130セット=18,590,000円(税抜き)

3回目 辞退

上記価格より上でお願い致します。

との文面のFAXを他社に送った事を認めた時点で、どういう言い訳をしようとも、談合したと認定するのが当

然ではないか？

そうではない、と言うのならその理由を挙げよ。

A 4：不正行為と疑念を持たれる虞のある文書を送付したと認定した。

Q 5：赤尾以外の6社（オカニワ・真弓興業・キンパイ商事・近商・大興制服・イマジョー）については、「上記文面のFAXを受け取ったが、それを消防に通報しなかった」事を認めた時点で、どういう言い訳をしようとも、談合したと認定するのが当然ではないか？

A 5：送付されてきたが、赤尾社とのやりとりがなかった旨の説明を受けた。

Q 6：オカニワ社を再調査の対象から外した理由は何か？
処分についてはどうか？

A 6：11月19日に実施いたしました。
口頭注意を実施いたしました。オカニワ社は指名停止処分としております。

Q 6－2：（アドリブ）オカニワを調査したのは、私が11/13質問書への回答を得て、「オカニワを調査対象に入れないのはおかしい」と指摘して初めてやられた事だ。
そして、今の答弁では、「オカニワ社を再調査の対象から外した理由」を何も答えていない！

A 6－2：（アドリブ）（メモ出来なかったので、音声テープで確認したら追記します）

Q 7：「2月入札参加7社」は、「今度の防火服入札以外では自由に入札参加出来る」、ということか？

A 7：オカニワ社以外は停止処分されていないため、参加可能です。

Q 8：「談合ではなかったが、『その内容から消防として放置することができない』」というのは、各社の行為のどこがどのように悪いと言うのか？

A 8：1回目の調査時に赤尾社については、不正行為と疑念を持たれる虞のある文書を送付したこと及び、その存在を言わなかったこと。
他社については、文書の存在を言わなかったこと。

Q 9：「口頭注意」の文言はどのようなものか？（原稿文を再現せよ）

A 9：さきに、当消防組合が実施した「消防吏員用個人防火装備一式」の入札において、
入札参加業者による不正行為があったとの情報により、2回にわたり事情聴取を実施しました。

貴社は入札前に株式会社 赤尾 又は その関係業者に対し品質証明書や見積書の作成を依頼、若しくは そのような文書が送付されてきたにもかかわらず、第1回目の調査の際に その事実に関し何も言わず誠実な対応がなされなかったことに対し口頭で注意します。

今後は、そのような事の無いようにして、適正な入札の実現にご協力ください。

Q10：「文書による注意」ではなく「口頭注意」にした理由は何か？

A10：調査委員会の決定です。

赤尾社については文書による注意 以下参照

措置内容：

さる平成24年2月23日に当消防組合が実施した「消防吏員用個人防装備一式」の入札において、入札参加業者による不正行為があったとの情報により、同年3月5日当消防本部において貴社の担当者に事情を聞いたところ、

そのような行為は行っていないとの回答であったが、

同年10月30日に再度事情を聞いたところ、

不正行為と疑念を持たれる虞のある見積書を作成し他社に送付した
と前回と違う回答をした。

よって、このような文書を作成したこと及び1回目の調査の際にその事実に関し何も言わず、誠実な対応がなされなかったことに関し、今後このような事の無きよう書面をもって注意をします。

Q11：この「口頭注意」は、各社の「処分歴」として残るものか？

各社にとって、門真市・守口市での入札や大阪府内、全国での入札資格にに何か影響があるものなのか？

A11：あくまでも注意という措置でございまして、行政機関が行う処分ではありませんので、外部に影響を及ぼそうとするものではありません。

Q12：（アドリブ）消防当局の7社への対応は、7月議会での答弁と反する！

7月議会では、

Q：入札以前の時期に、自分の会社の入札予定金額を入札他社に伝える事自体が、不正行為ではないのか？

不正行為でないとしたら、根拠を示せ。

A 不正行為です。

Q：企業側が入札予定価格を知った経緯が明らかでなければ、業者間で価格調整しても談合に問えないのか？

そんな事はないはずだが、どうか？

A 談合です。

という質問答弁がされている。

A12：（アドリブ）（メモ出来なかったので、音声テープで確認したら追記します）

Q13：（アドリブ）談合7社の行為は、明らかに「守口市門真市消防組合競争入札心得」に違反しているではないか。

第2条の（1）

第5条

A13：（アドリブ）（メモ出来なかったので、音声テープで確認したら追記します）

Q14:「談合疑惑7社」の各社は、この5年間では、どのような入札に参加したか？
各社ごとに述べられたい。当選した場合はその事も。

A14:

☆平成19年度・・・2007年度

1:◎物品又は物品名:消防ホース

- ◆真弓興業(株) ○
- ◆(株)近商
- ◆(株)赤尾大阪営業部
木内ポンプ(株)大阪営業所
- ◆オカニワ(株)
第一防災(株)
(株)喜多防災商会
京阪初田サービス(株)
(株)宮本消防設備商会

※実際の答弁では、「入札参加9社、うち4社、真弓興業(株)が当選」と概要のみ述べた。

2:◎物品又は物品名:消防活動服(夏用)

- ◆(株)イマジョー ○
大阪生江靴被服販売 協同組合
(株)アバンセユニ
(株)ひやくまさ
尾崎(株)
(株)ナカジマ
- ◆(株)赤尾大阪営業部
- ◆(株)近商
辰野(株)
- ◆大興制服(株)
- ◆キンパイ商事(株)

※実際の答弁では、「入札参加11社、うち5社、イマジョーが当選」と概要のみ述べた。

3:◎物品又は物品名:C D-I型消防ポンプ自動車積載資機材一式

- ◆(株)近商 ○
木内ポンプ(株)大阪営業所
- ◆(株)赤尾大阪営業部
- ◆キンパイ商事(株)
- ◆真弓興業(株)
(株)セフティー・サービス

※実際の答弁では、「入札参加6社、うち4社、近商が当選」と概要のみ述べた。

☆平成20年度・・・2008年度

1:◎物品又は物品名:消防ホース

- (株)喜多防災商会 ○
- ◆(株)近商
- ◆真弓興業(株)
- 木内ポンプ(株)大阪営業所
- ◆オカニワ(株)
- ◆(株)赤尾大阪営業部
- 京阪初田サービス(株)
- (株)宮本消防設備商会
- 第一防災(株)

※実際の答弁では、「入札参加 9 社、うち 4 社」と概要のみ述べた。

2：◎物品又は物品名：消防活動服（夏用）、正服（夏用）、正帽（夏用）

- ◆(株)イマジョー ○
- 大阪生江靴被服販売 協同組合
- ◆大興制服(株)
- 尾崎(株)
- (株)ナカジマ
- 辰野(株)
- ◆(株)赤尾大阪営業部
- (株)ひやくまさ
- ◆(株)近商
- ◆キンパイ商事(株)
- (株)アバンセユニ

※実際の答弁では、「入札参加 11 社、うち 5 社、イマジョーが当選」と概要のみ述べた。

3：◎物品又は物品名：C D－I 型消防ポンプ自動車積載資機材一式

- ◆(株)近商 ○
- キンパイ商事(株)
- 木内ポンプ(株)
- (株)セフティー・サービス
- ◆(株)赤尾大阪営業部
- ◆真弓興業(株)門真営業所

※実際の答弁では、「入札参加 6 社、うち 3 社、近商が当選」と概要のみ述べた。

☆平成 21 年度・・・2009 年度

1：◎物品又は物品名：感染防止資器材（防止衣、ゴーグル、マスク、手袋）一式

- (株)アダチ ○
- ◆キンパイ商事(株)
- 宮野医療器(株)
- (株)セフティー・サービス
- 日本船舶薬品(株)
- ◆(株)近商
- 川本産業(株)

※実際の答弁では、「入札参加 7 社、うち 2 社」と概要のみ述べた。

2：◎物品又は物品名：CD－I 型消防ポンプ自動車 2 輦分積載資機材一式

- ◆(株)近商 ○
- ◆(株)赤尾大阪営業部
- ◆キンパイ商事(株)
木内ポンプ(株)
- ◆真弓興業(株)
(株)セフティー・サービス

※実際の答弁では、「入札参加 6 社、うち 4 社、近商が当選」と概要のみ述べた。

3：◎物品又は物品名：防寒服兼用雨衣

- 美津濃(株) ○
- (株)カマタニ神戸営業所
- ◆大興制服(株)
- ◆(株)イマジョー

※実際の答弁では、「入札参加 4 社、うち 2 社」と概要のみ述べた。

4：◎物品又は物品名：消防ホース

- (株)横井製作所大阪支店 ○
- 木内ポンプ(株)大阪営業所
- ◆(株)近商
- ◆(株)赤尾大阪営業部
- ◆真弓興業(株)
(株)喜多防災商会
京阪初田サービス(株)
第一防災(株)
- ◆オカニワ(株)
(株)宮本消防設備商会

※実際の答弁では、「入札参加 10 社、うち 4 社」と概要のみ述べた。

☆平成 22 年度・・・2010 年度

1：◎物品又は物品名：CD－I 型消防ポンプ自動車積載資機材一式

- ◆(株)近商 ○
- ◆キンパイ商事(株)
木内ポンプ(株)大阪営業所
(株)セフティー・サービス
- ◆真弓興業(株)
- ◆(株)赤尾大阪営業部

※実際の答弁では、「入札参加 6 社、うち 4 社、近商が当選」と概要のみ述べた。

2：◎物品又は物品名：消防ホース

- (株)横井製作所大阪支店 ○
- ◆真弓興業(株)
- ◆オカニワ(株)
- ◆(株)赤尾大阪営業部
- 木内ポンプ(株)大阪営業所
- ◆(株)近商
- 第一防災(株)
- (株)喜多防災商会
- (株)宮本消防設備商会
- 京阪初田サービス(株)

※実際の答弁では、「入札参加 10 社、うち 4 社」と概要のみ述べた。

☆平成 23 年度・・・2011 年度

1：◎物品又は物品名：Ⅰ型化学消防ポンプ自動車積載資機材一式

- ◆(株)近商 ○
- ◆キンパイ商事(株)
- 木内ポンプ(株)大阪営業所
- (株)セフティー・サービス
- ◆真弓興業(株)
- ◆(株)赤尾大阪営業部

※実際の答弁では、「入札参加 6 社、うち 4 社、近商が当選」と概要のみ述べた。

2：◎物品又は物品名：消防ホース

- (株)横井製作所大阪支店 ○
- ◆(株)近商
- ◆キンパイ商事(株)
- ◆(株)赤尾大阪営業部
- ◆真弓興業(株)
- 京阪初田サービス(株)
- ◆オカニワ(株)
- (株)宮本消防設備商会
- (株)喜多防災商会
- 第一防災(株)

※実際の答弁では、「入札参加 10 社、うち 5 社」と概要のみ述べた。

【議案 10 号 防火服購入契約】

Q 1：今回の防火服入札に関して、前回（2/23）と較べて、改善した点、変更した点はどういうところか？
また、改善・変更した理由は何か？

A 1：契約方法を指名競争入札から条件付き一般競争入札へと変更いたしました。
また、生地につきましても、生地指定は行わず、消防吏員用防火服の国際基準 ISO11613:1999 アプローチ A

（欧州 E N 49 仕様）に準拠し、日本防災製品性能基準に適合した防災製品認定品へと仕様書を変更いたしました。

より広く、多くの業者が入札に参加できるよう変更したものでございます。